

岩手県告示第584号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり野田村復興整備計画に保安林の指定の解除に係る事項を記載する予定であるので、その旨公告する。

平成26年8月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除予定保安林の所在場所 九戸郡野田村大字野田第10地割字中沼43の6（次の図に示す部分に限る。）
 - （2） 保安林として指定された目的 飛砂の防備
 - （3） 縦覧の場所及び期間
 - ア 場所 岩手県農林水産部森林保全課及び野田村役場
 - イ 期間 平成26年8月12日から同月26日まで
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 九戸郡野田村大字野田第10地割字中沼43の6（次の図に示す部分に限る。）
 - （2） 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - （3） 縦覧の場所及び期間
 - ア 場所 岩手県農林水産部森林保全課及び野田村役場
 - イ 期間 平成26年8月12日から同月26日まで
- 3（1） 解除予定保安林の所在場所 九戸郡野田村大字野田第10地割字蒲沢40の34・40の296（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - （2） 保安林として指定された目的 魚つき
 - （3） 縦覧の場所及び期間
 - ア 場所 岩手県農林水産部森林保全課及び野田村役場
 - イ 期間 平成26年8月12日から同月26日まで

備考1 「次の図」は、省略し、その図面を1（3）ア、2（3）ア及び3（3）アの場所に備えておいて縦覧に供する。

2 野田村の住民及び利害関係人は、1（3）イ、2（3）イ及び3（3）イの期間の満了の日までに、縦覧に供された保安林の指定の解除の案について、知事に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、盛岡市内丸10番1号岩手県農林水産部森林保全課である。